

## 論文審査結果の要旨

氏名 田付秋子

本論文では、古アイルランド語で書かれた法律文書（古法文書）が詳細に分析され、7～8世紀のアイルランドの裁判と紛争解決の実態が明らかにされている。論文の前半部分では、古アイルランド語の古法文書、ラテン語の教会法文書を含む当該時期の各種史料の全体の残存状況とこれまでの刊行状況が整理され、古法文書の歴史史料としての価値と問題点の検討とともに、古法文書の編纂・成立過程の分析がおこなわれている。そして、後半部分では、古法文書の詳細な分析にもとづき、裁判制度の実態解明作業がおこなわれ、次のような結論がえられている。この時期のアイルランドには、王や司教が臨席するトゥアス（基本的な領域単位、政治単位）全体の裁判がある一方で、王や支配者が関与せず、訴訟当事者と判決人によって解決される軽微な紛争の処理があった。ただ、前者においても、王は裁判官の役割ではなく、判決人たちの判決を認証する役割を担っていたにすぎなかった。この時期のアイルランドの統治制度も裁判制度もきわめて未発達なものであったが、裁判やその他の紛争処理が混乱したり破綻したりすることはなかった。その主たる理由として、筆者は、裁判のよりどころが古法という慣習法であり、人びとの合意が得られやすかった点をあげている。裁判や紛争処理のキーパーソンは、古法の知識を集積した判決人だったが、彼らは、裁判において王権や教会の影響から独立した存在だった。

本論文は、古法文書が有する限界と問題点を周到に検討した上で、それら一次史料を詳細に分析して、7～8世紀のアイルランドの裁判と紛争解決の新しい像を提示したものである。これまで知られていなかった多くの新知見が含まれており、中世アイルランド史研究に対する貢献は大きい。他地域との比較が必ずしも十分ではないため、本論文で提示された初期中世アイルランドの裁判制度、紛争解決システムの特徴が見えにくい点が惜しまれるが、古アイルランド語の古法文書やラテン語の年代記など、多くの一次史料に基づいてなされた議論はきわめて水準の高いものであり、博士論文として十分満足できるものである。

よって審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に値するとの結論に達した。